

宇治市のかいごほけんだより

2017年6月 No.30 保存版
発行 宇治市介護保険課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
電話番号 22-3141(代)
URL http://www.city.uji.kyoto.jp

6月中旬、介護保険料額納入通知書を送付します

6月中旬に送付する「介護保険料額納入通知書」は、平成29年度に第1号被保険者(65歳以上の人)が納める介護保険料額・保険料段階(第1～15段階)・納め方などをお知らせするものです。今号に介護保険料の詳しい内容を掲載します。必ず保存しましょう。

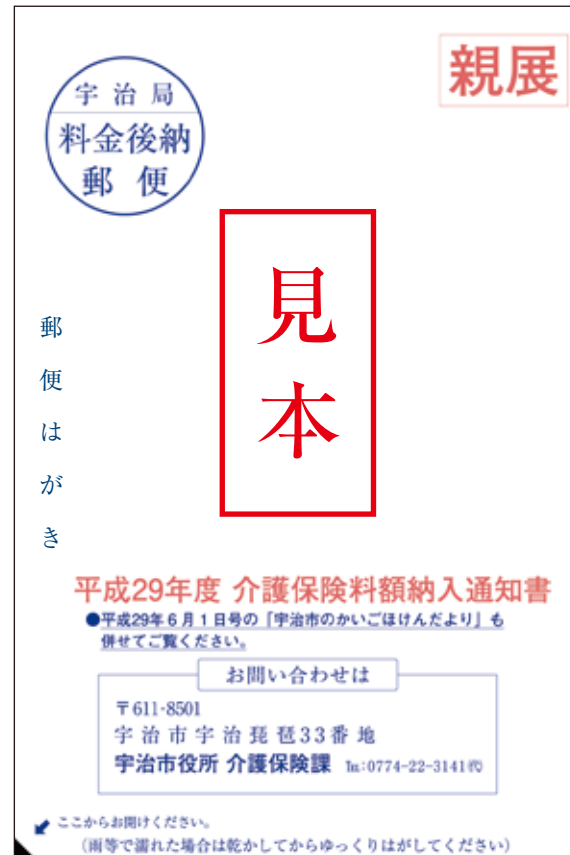
圧着はがきで送付します

「介護保険料額納入通知書」を圧着はがきで送付します。

◆対象者…市内在住で支払方法が、次のいずれかに該当する人

- 特別徴収(年金からの差引き)で納める人
- 口座振替で納める人
- 年度内に上記の両方で納める人

■上記以外の人(納付書で納める人や送付先を市外に設定する人など)は、封書で送付します。



▲6月中旬に、「圧着はがき」で送付します。見落としのないようご注意ください。

介護保険の財源 ～介護保険料の使い道～

第1号被保険者(65歳以上の人)が納めた介護保険料は、主に65歳以上の皆さんが介護保険サービスを利用したときの費用に使われます(訪問介護<ホームヘルプ>や通所介護<デイサービス>の利用料、介護老人福祉施設<特別養護老人ホーム>の入所による利用料など)。なお、介護保険サービスの総費用の内訳は、次のとおりです。

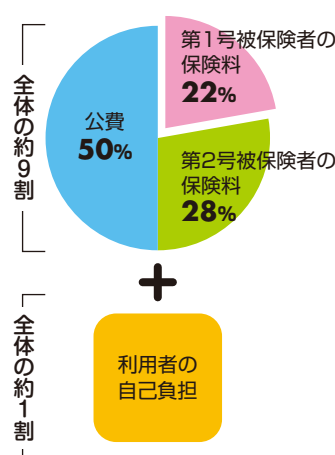
◆全体の約9割

- 国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)
- 65歳以上の人(第1号被保険者)が納める「介護保険料(第1号被保険者)」(22%)
- 40～64歳の人(第2号被保険者)が納める「介護保険料(第2号被保険者)」(28%)

◆全体の約1割

利用者の自己負担(原則1割負担。一定以上所得者は2割負担)

介護保険サービスの総費用の内訳



皆さんが安心して介護保険サービスの利用ができるように、介護保険料は必ず納めましょう。

介護保険料の決め方

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料の算出過程は、次のとおりです。

- ①宇治市の介護保険サービスにかかる総費用などから、「基準額(※4)」を決めます。
- ②その基準額をもとに、所得に応じて段階別に保険料を決めます。上記の算出過程をもとに、第6期(平成27～29年度)の介護保険料を右表のとおり設定しました。

第6期の介護保険料では、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)とは別枠で公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減を行いました。

- ※1: 老齢福祉年金
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金。
- ※2: 合計所得金額
純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得額及び退職所得金額の合計額。
- ※3: 公的年金等収入額
国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等の非課税年金は含まず。
- ※4: 基準額
各保険料段階において保険料を定める基準となる額。
基準額(年額) = 宇治市の介護保険サービス総費用のうち第1号被保険者負担分(22%) ÷ 宇治市の第1号被保険者の人数

【第6期(平成27～29年度)の介護保険料】

保険料段階	対象者	基準額に対する割合	保険料額(年額)
第1段階	●生活保護受給者		
第1段階	住民税非課税世帯で、本人：非課税	●老齢福祉年金(※1)受給者 ●本人の合計所得金額(※2)と公的年金等収入額(※3)の合計が80万円以下	0.40 24,920円
第2段階	住民税非課税世帯：非課税	●本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円を越え120万円以下	0.60 37,380円
第3段階		●本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円を越える	0.70 43,610円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：非課税	●本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下	0.80 49,840円
第5段階	本人が住民税課税世帯：課税	●本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円を越える	基準額(※4) 62,300円
第6段階		●合計所得金額が125万円以下	1.10 68,530円
第7段階		●合計所得金額が125万円を越え200万円未満	1.30 80,990円
第8段階		●合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.65 102,800円
第9段階		●合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.95 121,490円
第10段階		●合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.10 130,830円
第11段階	本人が住民税課税で、	●合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.25 140,180円
第12段階		●合計所得金額が600万円以上750万円未満	2.40 149,520円
第13段階		●合計所得金額が750万円以上900万円未満	2.55 158,870円
第14段階		●合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.70 168,210円
第15段階		●合計所得金額が1,000万円以上	2.95 183,790円

平成29年度は、合計所得金額から、租税特別措置法の長期・短期譲渡所得の特別控除額を控除した額で算定します。

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は2種類あり、原則、特別徴収(年金からの差引き)で納めます。ただし、資格取得(65歳に到達または他市区町村から転入)した年度は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めます。納め方は、法令にもとづき決定されるため、申し出により変更できません。ただし、年度途中で介護保険料額に変更があった場合などは、特別徴収を普通徴収に変更することや特別徴収と普通徴収を同時に行うことがあります。

特別徴収(年金からの差引き)

●前年度も特別徴収の人

引き続き、平成30年2月までの各年金受給日に介護保険料を差し引きます。

●新しく特別徴収が開始される人

平成30年2月までの各年金受給日(最大6回)に介護保険料を差し引きます。

なお、今年度の後半(平成29年10月以降)から特別徴収が開始される人は、年間の介護保険料額の2分の1を今年度前半(平成29年6～9月)に普通徴収(納付書または口座振替)で納め、残りの2分の1を今年度後半(平成29年10月～平成30年2月)に年金から差し引きます。

平成30年4・6・8月の特別徴収の介護保険料額は、原則、6月中旬に圧着はがきで送付する「介護保険料額納入通知書」に記載された2月の金額と同額を差し引きます。

年度途中で介護保険料額の変更

◆被保険者資格を喪失した場合(転出や死亡)

宇治市の被保険者であった期間(月単位)に応じて介護保険料を精算し、変更後の通知書を改めて送付します。

◆住民税の課税状況等の変更により保険料段階が変更した場合

介護保険料の算定基礎(根拠)となる住民税の情報に変更があった場合は、変更後の通知書を改めて送付します。

介護保険料の減額制度

宇治市では、低所得者の介護保険料の負担軽減を図るため、申請により減額を行う制度を設けています。減額の申請を希望する人は、電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

◆対象者…次のすべてに該当する人を第1段階に減額します。

- 保険料段階が、第2段階または第3段階
- 本人を含む世帯全員の前年収入の合計が右表の基準を満たしている
- 収入には非課税年金(遺族年金、障害年金など)も含まれます。
- 前年収入とは、平成29年度介護保険料の場合、平成28年1～12月の収入です。
- 他世帯の人の所得税・住民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない
- 第1号被保険者が現に居住している資産の評価額が1,800万円以下であり、第1号被保険者が属する世帯が居住用資産以外に土地・家屋を所有していない
- 預貯金の合計額が単身世帯で350万円以下(世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算)

◆持ち物…上記の対象者が申請時に必要なものは、次のとおりです。

- 前年収入がわかるもの(年金振込通知書・給与明細など)
- 認印
- 健康保険被保険者証
- 預貯金通帳(申請日時点で記帳を済ませたもの)

介護保険料を滞納していると

特別な事情がないにもかかわらず介護保険料を滞納していると、介護保険サービスを利用する際、滞納期間に応じて次の措置がとられます。

1年以上滞納すると

介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となります。申請により、あとで保険給付分(9割または8割※8)が払い戻しになります。

1年6カ月以上滞納すると

介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となり、申請後に払い戻される保険給付分の一部または全部が差し止められます。その後も滞納が続いた場合は、差し止められた保険給付分から、滞納していた介護保険料分が差し引かれることもあります。

2年以上滞納すると

介護保険サービスを利用した際の利用者の自己負担(1割または2割※8)が、3割になったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

※8: 一定以上所得者の介護保険サービス費用の自己負担は2割。

普通徴収(納付書または口座振替)

年間の介護保険料額を1～10期(6月～翌年3月)に分けて毎月納めます。

●納付書で納める人

6月中旬に封書で送付する「介護保険料額納入通知書」に同封されている納付書で、取扱金融機関や提携コンビニエンスストア、介護保険課窓口で納めてください。なお、口座振替を希望する人は、下表の申し込み方法をご覧ください。

【口座振替の申し込み方法】

●口座振替で納める人

申し込み窓口	口座振替依頼書(※5)で申し込む	キャッシュカードで申し込む
取扱金融機関	取扱金融機関(依頼書に記載)	介護保険課
持ち物	18銀行(依頼書に記載)	4銀行(京都銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫・ゆうちょ銀行)
	○預貯金通帳 ○通帳届け出印 ○納付書(※6)	○キャッシュカード ○届け出人の本人確認できるもの(運転免許証など) ○納付書(※6)

※5: 「介護保険料額納入通知書」に同封されています。

※6: 申し込みから口座開始までの分や残高不足などで引き落としができなかった分は、納付書で納めてください。

◆平成29年1月2日以降に宇治市に転入した場合

転入前の住所地からの住民税課税状況等(平成28年1～12月)の回答にもとづき、平成29年度介護保険料を算定します。なお、回答の時期が6月中旬に送付する「介護保険料額納入通知書」に間に合わない人は、次の内容で算定します。

- 簡易申告書の提出がある人…簡易申告書に記入の収入金額で算定
- 簡易申告書の提出がない人…第5段階(基準額)で算定

なお、回答にもとづき介護保険料額が変更になる人へは、7月以降に変更後の通知書を改めて送付します。

●前年収入の合計

世帯人数(※7)	前年収入の合計
1人世帯	94万円以内
2人世帯	144万円以内
3人世帯	194万円以内

※7: 世帯人数が1人増えるごとに50万円を加算

その他にも、次の要件についても申請により介護保険料が減額される場合があります。電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

- 震災・風水害・火災等により、家屋等に著しい損害を受けたとき
- 主たる生計維持者の死亡や失業等により、世帯の収入が激減したとき
- 刑事施設等に拘禁されたとき

平成29年4月から 介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました

介護予防・日常生活支援総合事業とは

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つからなります。今までどおりの専門的なサービスのほかに、一人ひとりの状態にあったサービスを提供できるような体制づくりを進めていきます。



介護予防・生活支援サービス事業の種類と内容

訪問型サービス

訪問介護相当サービス

利用者が自力では困難な行為について、家族や地域の支援が受けられない場合に、ホームヘルパーが訪問し、支援します。

▶自己負担のめやす(1カ月)

週1回程度の利用	1,217円
週2回程度の利用	2,433円

※身体介護・生活援助の区分はありません。
※乗車・降車等介助は利用できません。

生活支援型訪問サービス

掃除や調理などの利用者が自力では困難な家事について、家族や地域の支援が受けられない場合に、生活支援員(39支援員)などが訪問し、支援します。

▶自己負担のめやす

1回	230円
----	------



住民主体型生活支援

掃除や調理など利用者が自力では困難な家事について、ボランティアなどが訪問し、支援します。

訪問型短期集中予防サービス

作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、保健師などが健康に関して、定期的に短期間訪問をして指導を行います。

通所型サービス

通所介護相当サービス

デイサービスセンターにおいて食事・入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための目標にあわせた選択的サービスを行います。

▶自己負担のめやす(1カ月)

共通サービス(送迎、入浴を含む)	
事業対象者、要支援1	1,692円
要支援2	3,469円

※食費、日常生活費は別途負担があります。

短時間型通所サービス

デイサービスセンターにおいて生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを中心としたサービスを短時間行います。

▶自己負担のめやす

送迎有(往復)の場合	1回 385円
送迎無の場合	1回 295円

※食費、日常生活費は別途負担があります。

住民主体型通いの場活動支援

ボランティア(健康長寿サポーターなど)を中心として短時間の運動や交流を行います。

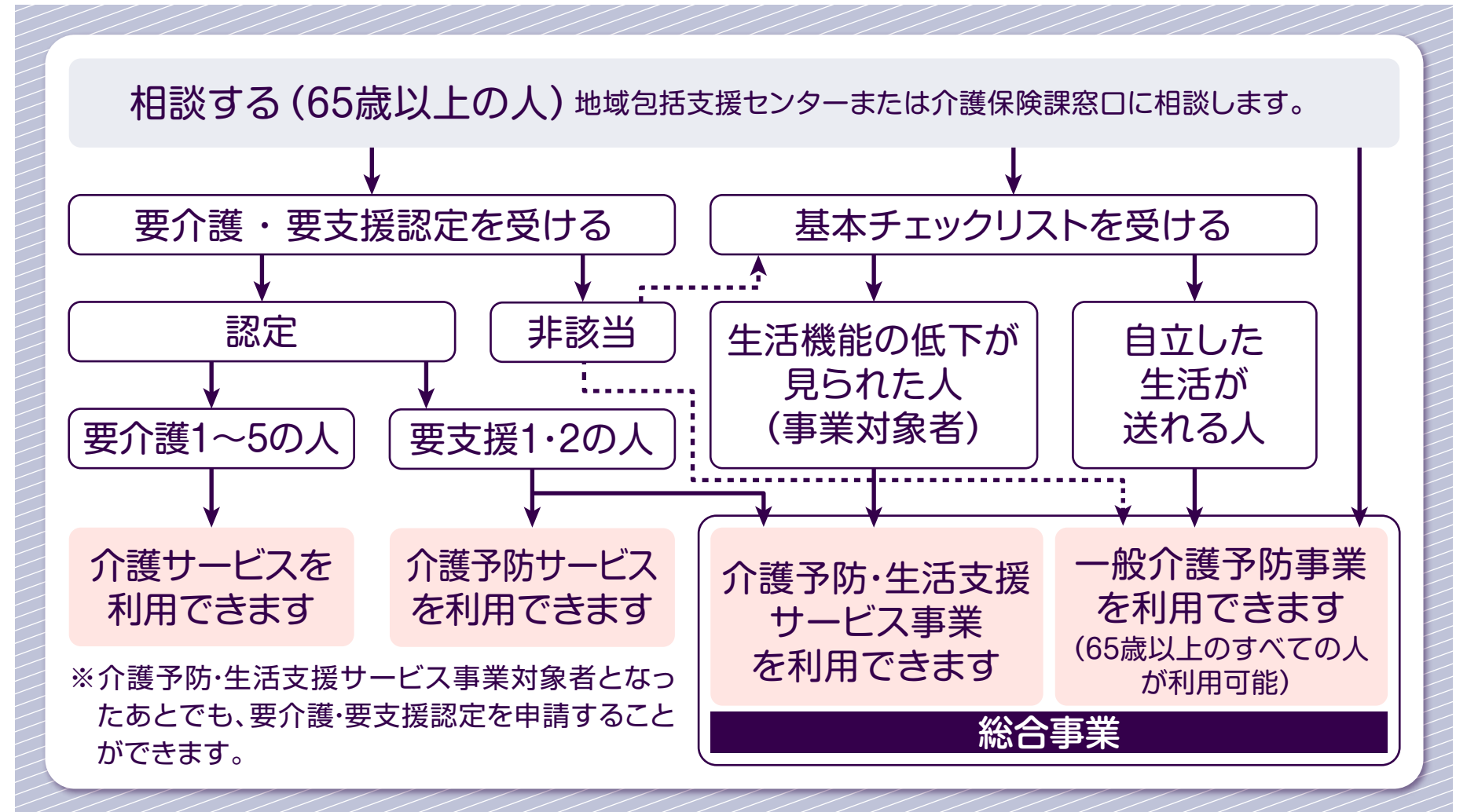
通所型短期集中予防サービス

作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、保健師などによる指導のもと、体操や筋力トレーニング、栄養改善、口腔ケアなどを短期集中的に行います。

※自己負担のめやすは、介護サービスにかかる基本的な費用の1割負担分を掲載しています(一定以上所得者は2割)。サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。

総合事業利用の流れ

総合事業には、要支援1・2の認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人(事業対象者)が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。



平成29年8月からの介護保険制度の改正点

●自己負担上限の引き上げ(高額介護サービス費)

1カ月に支払った介護サービスの自己負担の合計額(※9)が一定以上の上限を超える場合、超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されていますが、一定所得者について上限額が変わります。

【現行】

対象となる人	自己負担額の上限	
	個人	世帯(※11)
現役並み所得相当(※10) (世帯に属する第1号被保険者のいずれかが課税所得145万円以上である場合)	44,400円	44,400円
一般(住民税課税世帯)	37,200円	37,200円
住民税非課税世帯	24,600円	24,600円
合計所得金額と年金収入の合計額が80万円以下 老齢福祉年金受給者	15,000円	
生活保護受給者	15,000円	15,000円

【改正後】

一般(住民税課税世帯)	44,400円	44,400円
★年間上限額の設定(経過措置として、2020年7月まで)		
1割負担者のみの世帯に対しては、負担が大きくなりすぎないように年間上限額を44万6,400円に設定(3万7,200円×12カ月)		

(※9)住宅改修費、福祉用具購入費や施設の食費・居住費(滞在費)、日常生活費等は含まれません。

(※10)同一世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、同一世帯内の第1号被保険者の収入合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の人。

(※11)上限額は、世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計となります。